

[卷末資料]

資料 1 甲府市立地適正化計画策定の経緯

年 度	年月日	内 容
2017年度	2月28日	甲府市都市計画審議会へ甲府市立地適正化計画の作成報告
2018年度	4月18日	国土交通省関東地方整備局ヒアリング
	5月 1日	甲府市立地適正化計画検討会議設置要綱の制定
	5月15日～ 5月28日	甲府市都市計画審議会委員及び専門委員予定者に事前説明及び意見聴取
	6月11日	山梨県都市計画課と協議
	6月28日	甲府市都市計画審議会委員及び専門委員の委嘱式 甲府市都市計画審議会 第1回立地適正化計画の意見聴取 庁内検討会議構成員から意見提出
	8月 7日	東京大学生産技術研究所 加藤孝明准教授に意見聴取（防災分野）
	9月19日～ 9月26日	甲府市都市計画審議会委員及び専門委員に事前説明及び意見聴取
	9月27日	甲府市都市計画審議会 第2回立地適正化計画の意見聴取 庁内検討会議構成員から意見提出
	10月 9日～ 10月12日	政策検討会議構成員に中間報告
	10月17日	国土交通省関東地方整備局ヒアリング
	1月21日～ 1月28日	甲府市都市計画審議会委員及び専門委員に事前説明及び意見聴取
	1月29日	甲府市都市計画審議会 第3回立地適正化計画（骨子）の意見聴取
	2月 5日	第1回庁内検討会議（骨子）
	2月18日	第1回政策検討会議（骨子）
	3月 1日	山梨県都市計画課と協議
	3月15日	甲府市長へ中間報告（骨子）
	3月20日	国土交通省関東地方整備局へ中間報告（骨子）
2019年度	4月 1日	甲府市立地適正化計画検討会議設置要綱の改正
	4月10日	国土交通省関東地方整備局ヒアリング
	5月22日	山梨県都市計画課と協議
	6月27日	国土交通省関東地方整備局ヒアリング
	6月28日	第2回庁内検討会議（素案）
	7月19日	第2回政策検討会議（素案）
	8月 2日～ 8月 9日	甲府市都市計画審議会委員及び専門委員に事前説明及び意見聴取
	8月 9日	市長定例記者会見にて、「甲府市立地適正化計画」（素案）の概要を発表
	8月21日	甲府市都市計画審議会 第4回立地適正化計画（素案）の意見聴取
	10月11日～ 11月11日	「甲府市立地適正化計画」（素案）に関する市民意見の募集
	10月15日・18日・23日・25日・11月 1日	「甲府市立地適正化計画」（素案）及び甲府市地域公共交通網形成計画について地域別説明会（南部・西部・中央部・北部・東部）を開催 「甲府のまちのつくり方を考える ～コンパクト・プラス・ネットワークのススメ～」
	11月27日	第3回庁内検討会議（原案）
	12月23日	第1回経営企画会議（原案）
	1月24日～ 1月30日	甲府市都市計画審議会委員及び専門委員に事前説明及び意見聴取
	2月 3日	甲府市都市計画審議会 甲府市立地適正化計画（原案）の意見聴取
3月	「甲府市立地適正化計画」策定	

資料2 甲府市都市計画審議会条例

昭和44年10月6日
条例第33号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、甲府市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 7人以内
- (2) 市議会の議員 5人以内
- (3) 関係行政機関の職員 3人以内

2 前項第1号に掲げる委員の任期は、2年とする。

3 委員は、再任することができる。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱する。

4 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、会長は、第2条第1項第1号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員（議案に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(常務委員会)

第6条 審議会は、審議会の委任を受けてその権限に属する事項で軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長の指名した委員5人以内をもって組織する。

3 前条の規定は、常務委員会に準用する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市計画に関する事務を分掌する部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

資料3 甲府市都市計画審議会委員名簿

区分	分野	職名	氏名	備考
学識経験者	都市計画 交通計画	早稲田大学 創造理工学部 教授	佐々木 邦明	会長
	商工 経済	甲府商工会議所 常議員	五味 節夫	職務代理者
	都市計画 環境景観	山梨大学 大学院総合研究部 准教授	石井 信行	
	建築 土木	山梨県建築士会 女性部会 相談役	田邊 佳子	
	地方自治 地域連携	駿河台大学 法学部 准教授	清水 知佳	
甲府市議会議員		甲府市議会議員	興石 修	2019年5月22日 委嘱
		甲府市議会議員	藤原 伸一郎	2019年5月22日 委嘱
関係行政 機関職員		山梨県 中北建設事務所 所長	長田 泉	2019年5月22日 委嘱
		山梨県 中北農務事務所 所長	八巻 武正	
専門委員 (立地適正化計画)	都市計画 都市再生	東京工業大学 環境・社会理工学院 教授	中井 検裕	
	交通運輸 不動産業	山梨交通株式会社 取締役 路線バス事業部長 兼運輸管理部長	池田 雄次	
	農業 森林	山梨みらい農業協同組合 正組合員	宮川 俊一	
	健康づくり コミュニティ	甲府市食生活改善 推進員連絡協議会 会長	藤澤 恵子	
	医療 福祉	山梨県立大学 看護学部 准教授	依田 純子	

※委員任期：2018年6月28日～2020年6月27日、専門委員：2018年6月28日～2020年3月31日

資料4 甲府市都市計画審議会への意見聴取（答申）

都計審発第2-2号
令和2年2月19日

甲府市長 樋口雄一様

甲府市都市計画審議会
会長 佐々木邦明



甲府市立地適正化計画（原案）の意見聴取について（答申）

令和2年1月14日付けまち発第2717号で依頼された甲府市立地
適正化計画（原案）の意見聴取について、次のとおり答申します。

意見聴取事項

1 甲府市立地適正化計画（原案）

（意見）原案どおりで差し支えありません。

以上

資料5 用語解説

あ行

アグリテック

農業（Agriculture）と技術（Technology）を組合せた造語で、人工知能やロボット技術等の先端技術を活用して、超省力・高品質生産を可能とする取組のこと。

一般会計

本市の中心となる会計で、市税を主な財源として、行政を運営するための基本的な経費を計上した会計のこと。

インバウンド

外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンド（Inbound）を訪日外国人旅行又は訪日旅行という。

インフラ

市民の生活や産業の基盤であり、安全安心な生活を支えるうえで必要不可欠なもの。上下水道設備、道路及び公園などのこと。

か行

開発許可制度

都市計画法で定められるいわゆる線引き制度の実効を確保するとともに、一定の土地の造成に対するチェックを行うことにより、新たに開発される市街地の環境の保全、災害の防止及び利便の促進を図るために設けられた制度のこと。

既存ストック

都市の骨格の形成や円滑な都市活動を確保して、良好な環境を維持するために、これまでに整備された基盤施設、公共施設、建築物等のこと。

義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減できない経費のこと。人件費、扶助費及び公債費などが義務的経費に属する。

居住誘導区域

一定のエリアにおいて、生活サービスや公共施設等が持続的に確保されるよう居住を誘導して、人口密度を維持する区域のこと。

健康寿命

人の寿命において、健康上の問題で日常生活が制限されることなく自立して暮らせる期間のこと。

公益的施設

都市計画法第29条第1項第3号に規定する駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所及びその他これらに類する公益上必要な建築物のこと。

耕作放棄地

農作物が過去1年以上作付けされずに、農家がこの数年の間に作付けする考えのない土地のこと。

工場立地法

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするために、工場立地に関する調査を実施するとともに、工場立地に関する準則等を公表して、これらに基づく勧告、命令等を行うことにより、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とした法律のこと。

交通手段分担率

ある交通手段のトリップ（人又は車両がある目的を持って起点から終点に移動する場合の移動を表す概念）数が全交通手段のトリップ数に占める割合のこと。

甲府市人口ビジョン

まち・ひと・しごと創生法に基づき、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンを勘案して、本市における人口の現状分析などを行う中で、国の長期ビジョンと同様の2060年を見据えて、目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示したもの。

国立社会保障・人口問題研究所

政策形成に資する基礎的な情報を提供するとともに、これからの社会保障のあり方について研究を行って、社会に発信している厚生労働省に所属する国立の研究機関のこと。

コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少や少子高齢化が進む中で、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療、福祉、商業等の生活機能を確保して、高齢者等が安心して暮らせるように、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

さ行

サイクル・アンド・ライド

まちなかへの自動車の流入を抑制して、バスや電車の利用を促進するために、自転車でバス停や駅に来て、バスや電車に乗換えるシステムのこと。

サテライト機能

衛星のように存在する機能を持つこと。

市街化区域

都市計画法第 7 条の規定に基づき、都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

市街化調整区域

都市計画法第 7 条の規定に基づき、都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。

自主財源

地方税や使用料・手数料などの地方公共団体が自主的に収入しうる財源のこと。

スプロール化

都心部から郊外に宅地が無秩序・無計画に広がっていくこと。

総合計画

地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となり、行政運営の総合的な指針となる計画のこと。地方自治法第 2 条の策定規定は、現在削除となっており、甲府市では自治基本条例に基づいて策定している。

た行

大規模小売店舗立地法

大規模小売店舗の立地に関して、その周辺の地域の生活環境の保持のために、大規模小売店舗を設定する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とした法律のこと。

端末交通

目的別のトリップ(人又は車両がある目的を持って起点から終点に移動する場合の移動を表す概念)の中で代表交通手段より優先順位が低い交通手段のこと。

地区計画

都市計画法第 1 2 条の 5 に規定する都市計画のひとつで、建築物の建築形態、公共施設などの配置等から見て、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備して、保全するための計画のこと。

地方税

地域の住民に直結した仕事をする地方公共団体の費用として納められている税金のこと。都道府県税と市町村税がある。市町村民税には、市町村民税、固定資産税及び軽自動車税などの使い道が限定されない普通税と、入湯税及び都市計画税などの使い道が限定されている目的税がある。

中核市

地方自治法に定められた、人口20万人以上の市で政令によって指定された市のこと。2015年4月1日に施行された地方自治法の一部を改正する法律により、人口20万人未満の特例市は、経過措置として5年間であれば保健所を設置するなどの条件を満たすことにより、中核市の指定を受けることができる。

甲府市は、2019年4月1日に中核市へ移行した。

中心市街地活性化区域

中心市街地の活性化に関する法律に基づき、市町村が策定する基本的な計画として、平成26年11月に公表された「甲府市中心市街地活性化基本計画」に中心市街地として位置付けられた面積約115haの区域のこと。

超高齢社会

65歳以上の人口が総人口に占める割合を高齢化率と定義したうえで、高齢化率21%を超えること。これに対して、高齢化社会とは、高齢化率7%を超えること。また、高齢社会とは、高齢化率14%を超えること。

田園住居地域

農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護することを目的に、新たに創設された用途地域のこと。低層住居専用地域内に建築可能な建築物に加えて、農業に必要な倉庫や農産物直売所等の建築が可能となる。

特定工場

工場立地法に基づき届出対象となる製造業等に係る工場又は事業場であって、一の団地内における敷地面積又は建築物の建築面積の合計が政令で定める規模以上である施設のこと。

特定用途制限地域

用途地域が定められていない土地の区域内において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるように、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域のこと。

都市機能誘導区域

福祉、医療、商業等の都市機能を都市の拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域のこと。

都市基盤

道路・街路、鉄道、河川、上下水道、公園・緑地、エネルギー供給施設、通信施設、学校、病院等の都市における生活や産業活動の基盤を形成する公共施設のこと。

都市計画区域

自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的な整備、開発及び保全する必要のある区域として指定されたもの。

都市計画区域マスタープラン

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のこと。都市計画法第6条の2の規定に基づき、都道府県が広域的な視点から定める都市計画の基本的な方針のこと。

都市計画道路

都市の骨格を形成して、安全で安心な市民生活と機能的な都市活動を確保するために、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路のこと。

都市計画道路整備プログラム

今後整備すべき道路（未整備区間の都市計画道路）を対象に、安全性、地域の活性化及び快適性など各道路が果たす役割から十分な事業効果が得られる路線を抽出して、整備時期等をまとめたもの。

都市計画法

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律のこと。都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関して必要な事項を定める。

都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2の規定に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針のことであり、市町村がその創意工夫のもとで住民の意見を反映させて、まちづくりの具体性のある将来ビジョン等を定めるもの。甲府市では、2018年3月に策定した。

都市公園

都市公園法第2条に規定する都市計画施設である公園又は緑地で、地方公共団体が設置するものや国営公園などのこと。

都市公園ストック再編事業

地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応して、地方公共団体における都市公園の機能や配置の再編を図る都市公園の整備を行う事業のこと。

都市再生整備計画事業

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とした事業のこと。

また、立地適正化計画に基づき、持続可能で強靱な都市構造への再編を図ることを目的とした必要な都市機能の整備等に対する国の支援制度がある。

都市再生特別措置法

社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上等を図ることにより、社会経済構造の転換を円滑にして、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とした法律のこと。

都市情報提供システム

交通、施設案内、経路案内、イベント、防災等に関する情報の映像や視覚障がい者に提供するための施設のこと。

都市・地域交通戦略推進事業

徒歩、自転車、自動車及び公共交通など多様なモードの連携が図られた公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを総合的に整備して、都市交通の円滑化を図るとともに、都市施設整備や土地利用の再編により、都市再生を推進するために行われる都市交通システム整備事業のこと。

都市のスポンジ化

都市の内部で空き家や空き地などが、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生すること及びその状態のこと。

都市農地

市街地及びその周辺の地域にある農地のこと。緑地機能や多目的保留地機能等による農業と調和した都市環境の保全など良好な生活環境の確保に効用がある。

土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条の規定に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められ、危険の周知及び警戒避難体制の整備が行われる指定区域のこと。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条の規定に基づき、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められ、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる指定区域のこと。

土地区画整理事業

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために、土地区画整理法に基づき行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業のこと。

な行

二次医療機関

二次救急医療として、主に救急車により搬送され入院が必要なケガや病気を対象とした救急医療を提供する施設のこと。これに対して、一次救急とは、車や徒歩で来院し外来の治療だけで帰宅可能な軽症の患者を対象とした救急医療のこと。また、三次救急医療とは、生命に危険のある重篤患者に高度な医療を提供する救急医療のこと。

は行

バリアフリー

高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するために、公共交通機関や道路などの公共施設等の構造や設備を整備・改善することにより、移動上や施設の利用上の利便性及び安全性の向上を促進すること。

非線引き都市計画区域

市街化区域と市街化調整区域とに区分されていない都市計画区域のこと。法律上の名称は、区域区分が定められていない都市計画区域である。

避難路

県や市が指定している緊急輸送道路及び緊急輸送道路と避難所を最短で結ぶ道路のこと。

扶助費

社会保障制度の一環として、児童、高齢者、障がい者及び生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費のこと。

防災リーダー

甲府市防災リーダー指導育成研修会を修了した者で、自主防災組織の活動を効果的に実践するために必要な調整や誘導を行うなどの地域における自主防災活動の中心となる人のこと。

墓園

都市計画法第 1 1 条の規定に基づき、自然的環境を有する静寂な土地に設置する。主として墓地の設置の用に供することを目的とする公共空地のこと。

ま行

まちなかエリア

甲府市都市計画マスタープランにおいて、甲府駅周辺の都市機能の高度化や居住を促進するため、中央部地域等を基本として設定されたエリアのこと。

や行

誘導施設

都市機能誘導区域毎に地域の人口特性等に
応じて必要な都市機能を検討して、立地を誘導
すべき施設のこと。

ユニバーサルデザイン

ソフト・ハードの両面の幅広い分野にわたり、
年齢、性別、国籍及び個人の能力などに関わら
ずに、可能な限り多くの人が利用できる社会環
境の整備を総合的に進めるうえでの基本的な
考え方のこと。

用途地域

都市計画法第 8 条の規定に基づく地域地区
のひとつで、都市の環境保全や利便の増進のた
めに、地域における建物の用途に一定の制限を
行う地域のこと。

ら行

リニア中央新幹線

1973 年（昭和 48 年）に全国新幹線鉄道整
備法に基づく基本計画が決定され、超電導磁気
浮上式リニアモーターカーにより東京都と大
阪市とを約 1 時間で結ぶ新幹線の整備計画路
線である。2027 年に東京－名古屋間、最短で
2037 年に東京－大阪間で開業する予定であ
る。

A ~ (アルファベット)

ICカード

集積回路を内部に組込んだカードのこと。磁
気カードよりも大容量のデータを記憶でき、か
つ、セキュリティの向上を図ることができる。

SNS

Social Networking Service の略であり、社
会的ネットワークをインターネット上で構築
するサービスのこと。